

別記第 1 号の 3 様式(第 5 条関係)

計画認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)
- 建築物全体
□ 複合建築物の非住宅部分
□ 複合建築物の住宅部分
- 住宅部分：
□ 誘導仕様基準
□ 仕様・計算併用法
□ 標準計算法
- 非住宅部分：
□ モデル建物法
□ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)			適合証等がある場合	適合証等がない場合
□ 一戸建て住宅	床面積	m ²	(a) 円	(A) 円
□ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	m ²	(b) 円	(B) 円
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	m ²	(c) 円	(C) 円
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	(d) 円	(D) 円
	計		(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計

円

(注意)

- 手数料の額は、東京都台東区手数料条例別表第 2 の 4 建築の部 6 1 の項を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都台東区手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。